

## 第1弾認定対象特区 [分野別]

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
1. 国際物流関連 (11 特区)						
1	千葉県	千葉県	国際空港特区	市川市の区域のうち原木及び原木1丁目から原木4丁目までの区域並びに成田市、富里市、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、蓮沼村、松尾町、横芝町及び芝山町の全域	日本最大の国際空港であり、アジア地域においても国際航空貨物の拠点空港となっている成田空港の機能を最大限に活用し、企業の国際物流ニーズに対応した物流の高度化と新しい国際物流をはじめとする産業集積の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・民間事業者による総合保税地域の管理運営</li> </ul>
2	東京都	東京都	国際港湾特区	中央区、港区、江東区、品川区、大田区及び江戸川区の全域並びに中央防波堤内側埋立地の全部	コンテナ貨物取扱量が日本一であり、首都圏4000万人の生活と産業を支える東京港において、港湾サービスの向上、コストの低減を図ることで東京港、ひいては日本の港湾全体の国際競争力強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
3	神奈川県	横浜市	国際物流特区	横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区(横浜市金沢区八景島の全域を除く。)及び特別工業地区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るため、港湾利用コストの低減や、リードタイムの短縮など港湾利用サービスの向上により横浜港の国際競争力を強化し、使いやすさみなどづくりを実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域を含めた臨海部産業の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
4	静岡県	静岡県	国際港湾交流特区	静岡市の区域の一部(清水港臨港地区)	清水港の先進の港湾システムを活かして、国際競争力を高める24時間フルオープン型の物流体制を実現させ、全国港湾の国際競争力の向上と地域経済の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
5	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	名古屋港臨港地区	名古屋港における物流コスト低減、サービスの向上を図るとともに、企業のサプライチェーンマネジメントを支援する港湾物流の新しい仕組みである「ロジスティクスハブの形成」や、中部地域産業の活性化に向けた臨海部基盤産業の新展開を支援する「基盤産業ハブの形成」により、地域経済のみならず、我が国経済の活性化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
6	大阪府	大阪府	国際交流特区	泉佐野市、泉南市及び田尻町の区域の一部(関西国際空港及びりんくうタウン)	我が国唯一の24時間運用可能な関西国際空港を擁することから、空・陸のネットワークを活用した国際物流機能の強化や大学等研究開発機能を活用した成長産業の集積、複合的なエンターテイメントゾーンの形成を目指し、国内外の企業にとって投資魅力のある地域の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
7	大阪府	大阪市	国際交易特区	大阪市の区域のうち此花区、港区、大正区及び住之江区の全域	港湾コストの低減や利便性の向上など、世界水準の港湾サービスを提供することにより、大阪港における国際競争力の強化を図るとともに、港湾機能と有機的に結びついた新たな国際交易産業の集積を図ることにより、大阪経済の活性化を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
8	兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	神戸市の区域の一部(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区)	神戸のアイデンティティーである「港」と「港」に連なるまちの活性化を加速させ、賑わいのある「みなと」を再生するため、神戸モデルとして、特区の中に ロジスティクスハブ拠点、総合静脈物流拠点(リサイクルポート)、国際経済拠点の3つの拠点を置き、拠点ごとの相乗作用により、神戸経済全体の底上げと高度化、活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> </ul>
9	山口県	下関市	下関市・東アジアロジスティック特区	下関港臨港地区の一部(本港地区及び岬之町地区)	東アジアと我が国の関東・関西等大都市圏との物流において、大量輸送システムとの役割分担を明らかにしつつ、よりスピーディー、フレキシブルかつ低コストニーズに対応するため、民間事業者等の活動を支援することにより、国際的な海陸一貫高速輸送の先導的港湾物流システム構築を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> </ul>
10	福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部(九州大学筑紫地区)	地理的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついているという福岡の地域特性を活かしながら、九州大学をはじめとする外国人研究者の活用や産学連携の促進、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</li> <li>・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化</li> </ul>
11	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	北九州市の区域のうち、門司区及び小倉北区の全域並びに若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部(北九州学術研究都市の全域並びに響灘及び洞海湾沿岸部の一部)	環黄海における地理的優位性等の北九州市の特性を活かし、響灘地区コンテナターミナルの完成等とあいまって、アジアにおける戦略的な産業立地環境を提供することによって、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進しようとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・電力の特定供給事業の許可対象の拡大</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
2. 産学連携関連 (17特区: 再掲分1特区を含む)						
12	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域	弘前大学等と食品産業との試験研究施設の利用を通じた機能性食品等開発での連携強化、食品産業による原材料の直接生産、都市住民の農産物生産への機会増加など、研究促進、民間活力利用、市民参加等の総合的な推進により、新たな視点に立った食料生産、加工、消費構造の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認</li> <li>・市民農園の開設者の範囲の拡大</li> </ul>
13	宮城県	仙台市	国際知的産業特区	仙台市の全域	「学都仙台」の風土やこれまでの産学官連携の実績を土台に、東北大学等の研究機関が持つ世界レベルの先端技術を応用し、「健康」、「情報」、「環境」及び「ナノ・材料」の4つのフロンティアにおいて研究開発を推進し、これにより新産業の創出・集積を図り、国際的な知的産業都市の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
14	山形県	山形県	超精密技術集積特区	山形市、米沢市、寒河江市、上市市、天童市、東根市及び高畠町の全域	精密加工分野において高いレベルの技術を有する企業の集積と、全国的にも高い技術水準の研究シーズを有する国立大学の存在等を活かし、「超精密加工テクノロジー」と「有機エレクトロニクス」分野で核となる先導的なプロジェクトを実施することにより、「超精密技術」領域における産業の育成と集積を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
15	山形県	鶴岡市	鶴岡バイオキャンパス特区	鶴岡市の全域	生命科学関係研究教育機関を一層高度に活用しながら、バイオ研究の振興とバイオ産業の発展、また、ナチュラルバイオ市民学習農園の開設など、高度で最先端の研究から市民の基礎的な学習や交流活動まで、まち全体がキャンパスとの構想のもと、新しい時代に相応しい地方の自立した成長を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・市民農園の開設者の範囲の拡大</li> </ul>
16	福島県	福島県	知的創造・開発特区	会津若松市及び郡山市の全域	医療福祉機器産業が集積し、会津大学や日本大学工学部等の高い研究ポテンシャルを有する地域特性を活かし、医療福祉機器関連の優秀な外国人研究者の受入促進等により、新技術による機器の開発・製造を加速させ、新産業創出とさらなる産業集積、地域経済の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> </ul>
17	茨城県	茨城県	つくば・東海・日立知的特区	つくば市、伊奈町、谷和原村、守谷市、阿見町、東海村、那珂町、大洗町、日立市、ひたちなか市及び水戸市の全域	世界的な研究機関の集積地である「つくば」、総合的な原子科学の拠点化を目指す「東海」、及び研究成果の産業化に欠くことのできない、「ものづくり」の一大集積地である「日立」の三者の産学官連携並びに地域連携によって、県内の科学技術の集積を多様な新産業の創出に結びつける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・土地開発公社造成地の賃貸の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
18	京都府	京都市	知の創出・活用特区	京都市の全域	市内に37の大学・短期大学が所在し、大学関係者の人口比率が全国1位を占める京都市の特性を活かして、産学官の連携による研究開発の促進・新事業の創出等を進め、地域の活性化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
19	大阪府	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区	茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）	北大阪（彩都周辺）地域における大阪大学をはじめとした優れた研究機関の集積を活かし、大学・研究機関におけるバイオメディカル分野の研究振興、基礎研究成果を活用した企業への技術移転、ライフサイエンス企業の集積を図る「バイオメディカル・クラスター」の形成を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・外国人の永住許可の弾力化</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
20	大阪府	大阪府	ハイテク産業創造特区	和泉市及び堺市の区域の一部（テクノステージ和泉、大阪府立産業技術総合研究所及び大阪府立大学）	和泉周辺地域における企業の集積や、ナノテク分野で優れた研究機能を有する大阪府立大学、大阪府立産業技術総合研究所などの知的資源を活かしつつ、外国人研究者の受入促進や産学官による共同研究・事業化の推進などにより、新産業の創造と企業のイノベーションを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・外国人の永住許可の弾力化</li> </ul>
22	兵庫県	兵庫県新宮町上郡町三日月町	先端光科学技術特区	新宮町、上郡町及び三日月町の区域の一部（播磨科学公園都市）	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、ナノテクノロジー等の先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入促進等により、研究開発成果の実用化や人材の集積を強化し、国際的な光科学研究拠点を形成するとともに、新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> </ul>
23	兵庫県	神戸市	先端医療産業特区	神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）	ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積等を促進することにより、神戸医療産業都市構想を加速するとともに、大阪北部の彩都構想や播磨科学公園都市などとの連携により、関西全体でのライフサイエンス分野のスーパークラスターの形成を図り、日本経済の構造改革や国際競争力の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
21	京都府、大阪府、奈良県	京都府大阪府奈良県	けいはんな学研都市知的特区	関西文化学術研究都市の全域	世界から多様な学問分野の研究者が集い、知的求心力のある「国際研究開発拠点」の形成を図り、研究開発の活性化と新産業の創出を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・外国人の永住許可の弾力化</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・大学設置における校地面積基準の引き下げ</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
24	広島県	広島県 広島市 呉市 東広島市	広島研究開発・ 創業特区	広島市、呉市、東広島市及び府中町の全域	広島、呉、東広島を中心に集積している学術・試験研究・産業支援機関を核として、国内外の研究・技術人材の交流や、大学（医学・理学・工学等）と産業との連携を促進することにより、研究開発の推進と新産業の創出を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
25	香川県	香川県	糖質バイオクラスター特区	高松市及び三木町の区域の一部（香川インテリジェントパーク、香川大学及び香川医科大学）	当地域においては、糖質バイオ系分野で希少糖研究など世界水準の研究開発が進められていることから、産学官の連携を推進し、これらの研究成果を活かした力強い新規産業の創出・育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> </ul>
10 再掲	福岡県	福岡県 福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）	地理的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついているという福岡の地域特性を活かしながら、九州大学をはじめとする外国人研究者の活用や産学連携の促進、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・臨時開庁手数料の軽減</li> <li>・税関の執務時間外における通関体制の整備</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</li> <li>・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化</li> </ul>
26	福岡県	福岡県 飯塚市	飯塚アジアIT特区	飯塚市の全域	飯塚地域は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる企業活動が活発に行われており、外国人研究者の活用や産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積(クラスター)を加速する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
27	福岡県	福岡県 久留米市	久留米アジアバイオ特区	久留米市の全域	久留米地域では、久留米大学を中心に新規治療薬・治療方法開発のため、アジア諸国との研究交流が進むとともに、バイオベンチャーや関連企業の集積が高まっているところであり、外国人研究者の受入促進等により、アジアビジネス拠点の一翼を担うバイオ産業を中心とした国内外企業の集積を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・外国人の永住許可の弾力化</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
3. 産業活性化関連 (6特区: 再掲分1特区を含む)						
28	北海道	石狩湾新港管理組合 小樽市 石狩市	港湾物流特区	小樽市及び石狩市の区域の一部(石狩湾新港地域の一部)	石狩湾新港地域内における立地企業と埠頭間の陸上輸送ロットを拡大することにより、原材料やリサイクル物資にかかる陸上輸送コスト等を低減し、海上輸送への輸送モードの円滑な切り替えを推進するとともに、同地域への企業立地を促進する。	・重量物輸送における重量制限の緩和
29	茨城県	茨城県	鹿島経済特区	鹿嶋市、潮来市、鹿島郡及び行方郡の全域	最新かつ計画的に配置されたコンビナートである鹿島臨海工業地帯を日本の素材産業再生に向けたモデルとして、各種保安規制の国際基準化・合理化による高生産性プラントへの転換、従来の基礎素材から最終製品生産も含む高度産業集積形成のための各種土地利用規制の緩和、工業用水、電力などインフラコストの低減等を進め、コスト競争力の高い産業拠点を創出する。	・電力の特定供給事業の許可対象の拡大 ・可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更 ・高圧ガス設備の開放検査期間の延長
30	三重県	三重県 四日市市 四日市港管理組合	技術集積活用型産業再生特区	四日市市、川越町及び桶町の全域	三重県北部臨海地域の石油精製・石油化学産業は大きな構造転換が求められているが、今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ等の集積や近接する電気・電子・自動車産業などが存在する強みを活かし、高付加価値型や次世代産業への展開を加速し、国際競争力のある産業集積地としての再生を果たす。	・石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和 ・臨時開庁手数料の軽減 ・税関の執務時間外における通関体制の整備 ・家庭用燃料電池の一般用電気工作物へ位置付け等
31	兵庫県	姫路市	環境・リサイクル経済特区	姫路市広畑区 富士町の全域	鉄鋼業における廃タイヤのガス化リサイクル利用など技術蓄積を生かした環境・リサイクル分野への事業シフトの促進、環境・リサイクル産業の集積による雇用の創出など、循環型社会の構築に向けた広域リサイクル拠点の創出、環境産業の集積を図る。	・再生利用認定制度対象品目の拡大(廃タイヤ)
32	山口県	山口県 徳山市 新南陽市 (徳山市と新南陽市は合併により4月21日以降は周南市)	環境対応型コンビナート特区	周南市の区域の一部(周南コンビナート地域)	特区内の企業が所有する自家発電施設を活用し、電力を相互融通することによって、エネルギー効率を高め、省エネルギー及び電気料金の低廉化を図り、環境対応型コンビナートの形成と国際競争力の向上を図る。	・電力の特定供給事業の許可対象の拡大
11再掲	福岡県	北九州市	北九州市国際物流特区	北九州市の区域のうち、門司区及び小倉北区の全域並びに若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部(北九州学術研究都市の全域並びに響灘及び洞海湾沿岸部の一部)	環黄海における地理的優位性等の北九州市の特性を活かし、響灘地区コンテナターミナルの完成等とあいまって、アジアにおける戦略的な産業立地環境を提供することによって、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進しようとするもの。	・臨時開庁手数料の軽減 ・税関の執務時間外における通関体制の整備 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大 ・電力の特定供給事業の許可対象の拡大

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
4 . I T 推進関連 ( 2 特区 )						
33	岐阜県	岐阜県八幡町岩村町	スイートバレー・情場形成特区	岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、八幡町、多治見市、瑞浪市、土岐市及び岩村町の全域	県南部地域の木曽三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、1)高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、2)地域情報化の推進、を目指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情場」の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認</li> <li>・土地開発公社造成地の賃貸の容認</li> <li>・地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放</li> <li>・外国人研究者受入れ促進</li> <li>・外国人の入国、在留申請の優先処理</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> </ul>
34	兵庫県	洲本市	ITベンチャー育成特区	洲本市の全域	市が整備した光ファイバー網を活用し、情報通信環境の整備を促進することにより、外出先でも高速なインターネットが無線で利用できるホットスポットサービス、動画等の大容量データをスムーズに扱えるサービス等を実施するITソフトウェアベンチャー企業の誘致や育成、新規産業の創出を進めるとともに、一層の市民サービス向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放</li> </ul>
5 . 農業関連 ( 5 特区 : 再掲分 1 特区を含む )						
12 再掲	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域	弘前大学等と食品産業との試験研究施設の利用を通じた機能性食品等開発での連携強化、食品産業による原材料の直接生産、都市住民の農産物生産への機会増加など、研究促進、民間活力利用、市民参加等の総合的な推進により、新たな視点に立った食料生産、加工、消費構造の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化</li> <li>・国有施設等の廉価使用の拡大</li> <li>・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認</li> <li>・市民農園の開設者の範囲の拡大</li> </ul>
35	神奈川県	相模原市	相模原市新都市農業創出特区	相模原市の区域のうち農業振興地域	都市化の進行等に伴い遊休農地が拡大する中、「地産・地発・地工・地消」をコンセプトにした農業の創出を実現するため、農業分野以外からの農業への参入を促し、農地利用の拡大を図るとともに、地域ポテンシャルを活かした民間活力による農業の創出と雇用機会の拡大を図り、もって「新都市農業」の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認</li> </ul>
36	新潟県	安塚町 浦川原村 松代町 松之山町 大島村 牧村	東頸城農業特区	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域	恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた資源を活かした、「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」に取り組むことによって、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住を促進し、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認</li> <li>・市民農園の開設者の範囲の拡大</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
37	山梨県	山梨県	ワイン産業振興特区	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域	ぶどうの一大産地であり、ワイナリーが集積している当地域の特性を活かし、ワイン醸造会社によるワイン造りとぶどう作りの一体化等による高品質ワインの製造などによりワイン産地ブランドを確立し、ワイン産業の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
38	香川県	内海町	小豆島・内海町オリーブ振興特区	内海町の全域	農業の担い手不足、地場産業の停滞するなかで、小豆島の貴重な地域資源であるオリーブを、加工サイドの企業自らが町内の遊休農地で栽培に取り組み、小豆島産オリーブの実、葉等の原材料の確保と遊休農地の有効活用で町の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
6. 都市農村交流関連（6特区）						
39	千葉県	千葉県大網白里町	NPO活動推進特区	大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部	NPO法人が遊休農地を活用した農業参入を通じて、農地の保全・有効利用の確保、農作物の栽培や農作業を通じた教育、環境保全活動等の多様な農地利用のニーズに対応した都市住民と農村との交流など、NPOの活動領域の拡大と新たな農業生産システムの構築を図り、農業分野でのモデル的なNPO活動を実証する。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
40	千葉県	鴨川市	鴨川市棚田農業特区	鴨川市の区域の一部（棚田地域）	東京から一番近い棚田の里という地域特性を活かして、「日本の棚田100選」の一つである大山千枚田における棚田オーナー制度の実績を踏まえ、都市との協働による棚田保全活動を市内全域に拡大することにより、更なる中山間地域農業の活性化を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大
41	山梨県	須玉町	増富地域交流振興特区	須玉町の区域の一部（旧増富村の全域）	高齢化・担い手不足による遊休農地の増大、交流人口の低迷等の深刻な課題を抱える増富地区は、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として素晴らしい自然景観を有していることから、NPO法人の参入を求め、農業や国立公園での都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化
42	兵庫県	兵庫県豊岡市城崎町竹野町香住町日高町出石町但東町村岡町浜坂町美方町温泉町	グリーンツーリズム特区	豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域	北但馬地域の豊かな自然を活かし、アグリライフ（楽農生活）の推進による農林水産業体験機会の充実、農林漁家民宿、市民農園の拡大などを進め、従来の観光とグリーンツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たな体験・交流型ツーリズムを推進する。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大



番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
43	和歌山県	和歌山県	新ふるさと創り特区	和歌山市及び打田町の区域の一部(コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク)並びに橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町、美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域	農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流を促進するとともに、イターン者が農業、緑の雇用など収入を得る条件を整備し、定住を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地開発公社造成地の賃貸の容認</li> <li>・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認</li> <li>・市民農園の開設者の範囲の拡大</li> <li>・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認</li> </ul>
44	宮崎県	宮崎県	神話・伝説のふるさとツーリズム特区	宮崎市、日南市、日向市、西都市、えびの市、南郷町、三股町、高崎町、高原町、野尻町、綾町、新富町、西米良村、都農町、南郷村、西郷村、諸塚村、椎葉村、高千穂町及び五ヶ瀬町の全域	本県には国内最大規模を誇る「西都原古墳群」を始めとする数々の史跡や天孫降臨神話等の伝承、神楽に代表される伝統芸能等の歴史資源が数多く残されている。スローライフ、スローツーリズム等人々の価値観の変化を踏まえ、今年5月に開通する「ひむか神話街道」を基盤として、豊かな自然環境や文化的・知的資源を活かし、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、農山村地域の経済の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家民宿における簡易な消防設備等の容認</li> <li>・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化</li> </ul>
7. 教育関連 (3 特区)						
45	群馬県	太田市	太田外国語教育特区	太田市の全域	市と民間が協力して小中高一貫教育を実施する学校を設立し、検定教科書の英語版を教科書として用いて、国語等を除いた大半の授業を外国人教諭が英語で行うなど、子供たちが生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられる教育環境を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)</li> </ul>
46	東京都	八王子市	不登校児童・生徒のための体験型学校特区	八王子市の全域	不登校児童、生徒を対象に廃校利用による公立小中一貫校を設立し、一人一人の学力に合わせた習熟度別ステップ学習、多様な体験学習など特色ある教育課程を編成実施し、不登校児童、生徒の社会的自立を促すとともに、保護者の精神的、経済的負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児対象学校における教育課程弾力化</li> </ul>
47	徳島県	海部町	海部町ふるさと教員制度特区	海部町の全域	海部町では、従来より、「ふるさと教員制度」と呼ぶ、地域社会と密接に結ばれた教員を助教員として学校現場に配置し、体験的学習を中心とした特色ある教育を行ってきたが、特区の特例により、現行制度では実施できない学級担任や教科担任を可能とすることにより、今まで以上に地域に根ざした教育の展開を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村負担教職員任用の容認</li> </ul>

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
8. 幼保一体化推進関連 (4 特区)						
48	群馬県	六合村	幼保一体化特区	六合村の全域	幼稚園と保育所の合築施設において、一緒に教育・保育活動を行うことにより、子供の活動機会を促進し、児童の社会性・創造性の涵養を図るとともに、保護者の負担を軽減し、女性の社会参加の推進を図る。	・ 幼稚園における幼稚園児、保育所児等の合同活動の容認
49	埼玉県	北本市	幼児教育特区	北本市の全域	少子化による幼児数の減少、核家族化の進展や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難になっている状況の中で、三歳未満児の幼稚園入園により幼児教育の充実を図るとともに、時間に余裕の生まれた幼児の保護者の社会参加区が進むことにより、地域の活性化も期待する。	・ 三歳未満児の幼稚園入園の容認
50	長野県	長野県	満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区	長野市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、更埴市、軽井沢町、望月町、浅科村、真田町、原村、辰野町及び豊科町の全域	幼児の幼稚園への就園率が全国最下位の状況下で、幼稚園が年度当初から3歳未満児を積極的に受け入れることにより、幼児教育の普及を図り、幼児の社会性の涵養を促すとともに、働きながら子供を幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えることにより、子育てを行う市民の社会参加を促す。	・ 三歳未満児の幼稚園入園の容認
51	山口県	防府市	防府市内幼稚園入園年齢制限の緩和特区	防府市の全域	少子化や核家族化が進んだ結果、幼児が地域や家庭で社会性を涵養することが難しくなっている中で、幼稚園の地域の幼児教育センターとしての子育て支援機能を活用して、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能を充実する。	・ 三歳未満児の幼稚園入園の容認

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	今回申請される規制の特例措置
9. 生活福祉関連 (6 特区)						
52	千葉県	千葉県	健康福祉千葉特区	東金市及び印西市の全域	誰もが住み慣れた家庭・地域で安心して生き活きと自立した生活が出来るよう、従来の高齢者・障害者・児童といった対象者別に行ってきた福祉施策から、規制の特例を活かして、「健康福祉千葉方式」と呼ぶ、対象者横断的に1施設で複数のサービス提供を受けられる健康福祉サービスの拡充を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
53	東京都	足立区	人材ビジネスを活用した雇用創出特区	足立区の全域	民間の高いカウンセリング能力やスキルアップ能力を活用する観点から、足立区が提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介事業者が共同で職業紹介窓口を設置し、職業紹介サービスをワンストップで実施することにより、区民の雇用機会の拡大を図るとともに地域経済の活性化につなげる。	・官民共同窓口設置による職業紹介事業の実施
54	神奈川県	大和市	みんなで進める地域福祉特区	大和市の全域	要介護高齢者など移動制約者のアクセスフリーの実現という地域的課題を、市民と行政による協働事業として解決していこうという、自立的地域づくりを推進していくことにより、民間活力による地域福祉の充実を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
55	大阪府	枚方市	福祉移送サービス特区	枚方市の全域	本市においては、福祉施設等を市域の特定の地域に集中させることなく、バランス良く配置しているが、これらの施設を有効に機能させるために、NPOによる福祉移送サービスを拡大し、移送サービスのニーズと供給のミスマッチの解消を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
56	岡山県	岡山県	福祉移送特区	岡山県の全域	高齢化の進展に伴い今後増加する移動制約者のための新しい移動支援策として、タクシーではカバーできない部分をボランティア輸送により補完することにより、誰もが自らの意思で自由に行動できるバリアフリー社会の実現を目指す。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
57	熊本県	熊本県 宇土市 三角町 不知火町 城南町 富合町 松橋町 小川町 豊野町 中央町 砥用町	福祉コミュニティ特区	宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町及び砥用町の全域	障害児・者、高齢者、その家族など誰もが、少ないコストで、身近な地域でより多くの福祉サービスを受けられるような地域を目指し、指定通所介護事業所において障害児のデイサービスを実施するとともに、障害児・者及び高齢者等に対する低廉な移送サービスを実施することなどにより、地域福祉の充実等を図り、もって当該地域の活性化を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認 ・NPOによるボランティア輸送の有償化